## 訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、2024 テキスト (INPUT編) の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

下記、民法Ⅳ第6編第2章の訂正箇所の講義動画の差替えも完了しております。

## 【民法Ⅳ】

頁数	場所	誤	正
200	b 図の下 1 行目	(BCD)	(CDE)
	点線枠 2 行目	(BCDF)	(CDEF)
380	表の下(注3)	書面がない場合に無効となるのは <u>特約</u> であって、契 約全体ではない。	電磁的記録(電子契約システム等)による特約もO K(令和4年5月18日施行) 書面or電磁的記録がない場合に無効となるのは <u>特</u> 約であって、契約全体ではない。
384	(2)① a3行目 に追加	電磁的記録 (電子契約システム等) による契約もOK (令和4年5月18日施行)	
	(2)② a 4 行目 に追加	賃借人の承諾があれば、電磁的方法 (電子メール等) 説明は対面、オンラインいずれでもOK これと併せ 前説明書面の交付、説明から契約までをオンラインで	て上記①aの電磁的記録を使用することで、事
387	表 5 段目左欄	①公正証書等の書面 o r 電磁的記録 ②書面の <u>交付</u> + <u>説明</u> 賃借人の承諾があれば、書面交付に代えて電磁的方法での提供もOK	
387	点線枠② 2 行目	⇒登記を申請する際は、この特約も登 記事項隣り、当該書面が添付書面とな る。	⇒登記を申請する際は、この特約も登記事項となり、当該書面が添付書面となる 電磁的記録(電子契約システム等)による特約も0 K(令和4年5月18日施行)

## 【民法V】

LUM	LCEV				
頁数	場所	誤	正		
74	(1) ② ※1	令和2年改正前(養子6歳未満)、実親子関係に近づけるため、養子となる者と20歳以上の年齢差を設けた。この点につき改正なし。	令和に近近きないと、 主を設けていた。としい。 を改正がし、でき、養子とのの関係に、 を表し、でき、養子とのの関係という。 でき、養子とのの関係という。 でき、養子とのの関係という。 でき、養子とのの関係に、 でき、養子とが大きなる者とと考れる者とと考えると、 を表するの関係に、 のに、 のに、 のに、 のの関係に、 のの関係に、 のの関係に、 のの関係に、 のの関係に、 のの関係に、 のの関係に、 のの関係に、 のの関係に、 のの関係に、 のの関係に、 のの関係に、 のの関係に、 ののの関係に、 ののの関係に、 ののの関係に、 ののの関係に、 ののの関係に、 ののののののののののでも、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの		
	(1)2 * 1	柔軟性を持たせて、縁組の機会を増やしている。	柔軟性を持たせて、縁組の機会を増やしている。 夫婦の一方が養親とならない場合(817の3 Ⅱ)は、この要件は適用されない。		